

容器に限る。）、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮酸素二輪自動車燃料装置用容器とする。ただし、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者の名称及び容器の製造番号を露出金属部に刻印がされているものに限る。

第六条の二 海外認定容器にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標準（次の各号に定める刻印又は標準の掲示をした場合にあつては、その刻印又は標準を含む。）は、法第四十五條第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標準（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一 海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した許容傷深さ（胴部の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。）（記号 D C、単位 ミリメートル）

二 海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した許容傷深さ（胴部以外の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。）（記号 D D、単位 ミリメートル）

第五章 容器の表示
（表示の方式）

第七条 法第四十六條第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかでない場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつては、かかるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 自動車又は二輪自動車に装置した容器であつて、道路運送車両法第五十八條に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三條の二第三項に定める軽自動車届出

済証又は道路運送車両法第三十三條に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 自動車又は二輪自動車に装置していない容器であつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかでない場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

二 その他協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に適合していること。

三 前項第一号の規定により氏名等の表示をした容器の所有者は、その氏名等に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、前項第一号の例により表示を行うものとする。

四 表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前二項の規定にかかわらず、当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六條第一項又は第二項の表示とすることができる。

第八章 法第四十七條第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項及び第三項の規定の例により行わなければならない。

第六章 附属品の基準等
（法第四十九條の二第二項の容器の附属品）

第九条 法第四十九條の二第二項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルブ
二 安全弁
三 逆止弁（国際相互承認圧縮酸素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮酸素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

四 過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであつて、バルブと一体となつていているものに限る。）
（附属品検査の方法）

第十条 法第四十九條の二第二項の経済産業省令で定める方法は、次条第二号に定める試験の方法によるものとする。

（附属品の規格）
第十一条 法第四十九條の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附属品に使用する材料は、使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なものであること。

二 附属品は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める試験を行い、これに合格するものであること。

三 附属品（国際相互承認圧縮酸素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮酸素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）は、容器の外部又は内部に直接装置されるものであること。

四 安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた温度（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものにあつては、圧力又は温度）に対応して作動するものであること。

（みなし刻印）
第十二条 海外認定附属品にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標準をもつて、法第四十九條の三第一項の刻印とみなす。

第七章 充填
（容器に係る附属品）

第十三条 法第四十八條第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮酸素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮酸素二輪自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げる附属品とする。

一 安全弁
二 逆止弁（国際相互承認圧縮酸素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮酸素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

三 過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであつて、バルブと一体となつていているものに限る。）
（容器の加工の基準）

第十三条の二 法第四十八條第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 加工は、その加工後において第三條第二項第二号で定める肉厚を減少しないようにしてすること。

二 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の傷等の補修を目的とした溶接を行う場合にあつては、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであること。

（液化ガスの質量の計算の方法）
第十三条の三 法第四十八條第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G \text{ l i V } / C$$

この式において G、V 及び C は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 液化ガスの質量（単位 キログラム）の数値

V 容器の内容積（単位 リットル）の数値

C 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数

第十四条 法第四十八條第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。第二十一條第一項、第二十一條の二第二項、第二十二條第一項、第二十六條及び第二十九條において同じ。）に提出しなければならない。）

第八章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所
（容器再検査の期間）

第十五条 法第四十八條第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては法第四十五條第一項若しくは法第四十九條の二十五第一項（第四十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）の刻印又は法第四十五條第二項若しくは第四十九條の二十五第二項（第四十九條の三十三第二

項において準用する場合を含む。）の刻印又は法第四十五條第二項若しくは第四十九條の二十五第二項（第四十九條の三十三第二

項において準用する場合を含む。）の標章の揭示（以下「刻印等」という。）において示された容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月の末日、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第二十七条第一項に基づく刻印又は同条第二項に基づく標章において示された月の前月の末日から起算して、製造した後の経過年数（以下この条及び第五十八条において「経過年数」という。）四年一月以下のもは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月とする。

2 前項の規定にかかわらず、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（海外認定容器に限る。）であつて、容器再検査を受けたことの無いものであり、かつ、容器を製造した月の刻印等がないものについては、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器を製造した日から国内で初めて充填を行う日までの期間とする。

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（容器再検査の方法）

第十六条 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、外観検査その他の経済産業大臣が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもつて法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法とすることができる。

て法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法とすることができる。

（容器再検査における容器の規格）

第十七条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、次に掲げる場所により外観検査を行い、これに合格するものであること。
イ 容器ごとに行うこと。
ロ 外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がないものを合格とすること。
二 容器は、次に掲げる場所により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。
イ 容器ごとに行うこと。
ロ 漏れがないものを合格とすること。
三 その他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、前項第一号の例により外観検査を行い、これに合格するものであること。
二 容器は、前項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。
三 容器は、容器ごとに行う断熱性能試験に合格するものであること。
四 その他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条第二項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。

（附属品再検査の期間）

第十八条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、附属品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した日）から附属品が装置されている容器が最初に受ける容器再検査までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮

水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。

て法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

（容器検査所の登録の手続）

第二十一条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第二の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の検査設備明細書には、第二十四条に掲げる基準に対応する事項を記載しなければならない。

（法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者）

第二十一条の二 法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第四十九条第一項の登録を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となつたときは、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出ることとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（容器検査所の登録の更新の手続）

第二十二条 法第五十条第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第三の容器検査所登録更新申請書を容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請の際、検査設備が当該容器検査所の登録（登録の更新を受けているときは、前回の登録）を受けたときのものとは異なるときは、前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。

（容器検査所の登録票）

第二十三条 都道府県知事又は指定都市の長は、法第五十条第三項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新を受けた者に対し、様式第四の容器検査所登録票を交付する。

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府県知事又は指定都市の長に返納しなければならない。

(検査設備の基準)

第二十四条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。
- イ 容器の表面を清じようにするための設備
- ロ 容器の外面を照明検査するための設備
- ハ 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備

二 漏えい試験のための設備

ホ 断熱性能試験のための設備（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器を再検査する容器検査所に係るものに限る。）

二 附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

三 前各号に定める検査設備は、それぞれ経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

(検査主任者の資格)

第二十五条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者
- 二 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

三 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に三年以上従事した者

四 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条の規定に基づく一級自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二級自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(検査主任者の選任等の届出)

第二十六条 法第五十二条第二項の規定により検査主任者の選任又は解任を届け出ようとする者は、様式第五の検査主任者届書に当該検査主任者が交付を受けた製造保安責任者免状の写し又は前条に規定する資格を有することを証する書面を添えて、その容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写し又は書面の添付を省略することができる。

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第二十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、第六条又は第五十三条第一項の刻印の下又は右に次の各号に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項に規定する方式に従って行う標章の掲示をもって法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

一 検査実施者の名称の符号

二 容器再検査の年月

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、経済産業大臣が定める証票を経済産業大臣が定めるところにより貼付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができ。

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第二十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月を第十二条又は第五十九条の刻印の下又は右に刻印する方式に従って刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、経済産業大臣が定める方式をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方式に従って刻印をすることができる。

(容器検査所の廃止届)

第二十九条 法第五十六条の二の規定により容器検査所の再検査の業務の廃止を届け出ようとする者は、様式第六の容器検査所廃止届書をその容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第九章 容器等検査に係る登録

第一節 登録の基準等

(容器等事業区分)

第三十条 法第四十九条の五第一項の経済産業省令で定める容器等事業区分は、別表の上欄における区分に従って区分された同表下欄に掲げる区分とする。

(登録の申請)

第三十一条 法第四十九条の五第一項の規定により、同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第七による登録申請書を経済産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者にあつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第三十九条、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条、第五十条、第五十四条及び第五十六条において同じ。）に提出しなければならない。

2 法第四十九条の五第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 役員の氏名及び略歴を記載したもの
- 三 容器等検査規程
- 四 工場又は事業場の図面

3 前項の申請書に第三十六条第二項の書面を添えない場合にあつては、様式第八による検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法及び検査のための組織（以下「品質管理の方法等」という。）が第三十四条第二項で定める技術上の基準のうち工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Q9001（2008）又は国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO9001（2008）に規定

が適切であると認められた者が証する書面を添付することができる。

5 登録の申請に係る経済産業大臣が行う検査又は協会若しくは検査組織等調査機関による調査にあつては、前項の書面に係る部分は省略することができる。

(容器等製造設備)

第三十二条 法第四十九条の五第二項第四号の経済産業省令で定める容器等製造設備は、容器等事業区分に応じた必要なものとし、法第四十九条の七第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に製造する能力を有するものとする。

(容器等検査設備)

第三十三条 法第四十九条の五第二項第五号の経済産業省令で定める容器等検査設備は、容器等事業区分に応じた必要なものとし、法第四十九条の七第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に検査する能力を有するものとする。

(品質管理の方法及び検査のための組織)

第三十四条 法第四十九条の五第二項第六号の経済産業省令で定める品質管理の方法等に関する事項は、日本産業規格Q9001（2008）又は国際規格ISO9001（2008）の品質システム要求事項のうち、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

2 法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本産業規格Q9001（2008）又は国際規格ISO9001（2008）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの（登録容器製造業者にあつては、容器を適切な方法により回収すること及び経済産業大臣が定める試験を含む。）とする。

(検査員の条件及び数)

第三十五条 法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合

を含む。)、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上に従事した経験を有すること。

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上に従事した経験を有すること。

三 容器又は附属品の検査に五年以上に従事した経験を有すること。

2 法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める数は、二名とする。

(協会等による調査の申請)

第三十六条 法第四十九条の八第一項の調査を受けようとする容器等製造業者は、様式第九による調査申請書を協会又は検査組織等調査機関(以下「協会等」という。)に提出しなければならない。

2 法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十のとおりとする。

(登録の更新)

第三十七条 法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第三十一条第一項の規定の例により、申請をしなければならない。

(登録証)

第三十八条 法第四十九条の十一第一項の登録証の様式は、様式第十一のとおりとする。

(変更の届出)

第三十九条 法第四十九条の十二の変更を届け出ようとする者は、様式第十二による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第四十条 法第四十九条の十二の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 登録に係る容器等製造設備の同等以上の能力を有する製造設備への変更
- 二 登録に係る容器等検査設備の同等以上の能力を有する検査設備への変更
- 三 登録に係る品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて、次のイ及びロに掲げるもの
- イ 日本産業規格Q9001(2008)又は国際規格ISO9001(2008)の管理責任者が不在のときに、その権限及び責任を代行する者の変更
- ロ 材料、部品等の購入先の変更

(廃止の届出)

第四十一条 法第四十九条の十四の規定により登録に係る事業の廃止を届け出ようとする者は、

様式第十三による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録証の再交付)

第四十二条 法第四十九条の十五の規定により登録証の再交付を受けようとする者は、様式第十四による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第四十三条 法第四十九条の二十の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第十五による登録簿謄本交付(閲覧)請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十四条 法第四十九条の二十四第二項に規定する検査記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(外国容器等製造業者の申請)

第四十五条 法第四十九条の三十一第一項の登録を受けようとする者は、様式第十六による外国製造業者登録申請書に第三十一条第二項に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書に第三十六条第二項の書面を添えない場合にあつては、様式第十七による検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第一項の規定により協会等を行う調査を受けようとする者は、様式第十八による調査申請書を協会等に提出しなければならない。

4 第三十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の申請に準用する。

(外国登録容器等製造業者の変更の届出等)

第四十六条 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十二の規定による変更の届出をしようとする外国登録容器等製造業

者は、様式第十九による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十五の規定による登録証の再交付を受けようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十一による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(準用)

第四十七条 第三十条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条及び第四十三条の規定は第四十五条第一項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は外国登録容器等製造業者に準用する。

第二節 型式承認等

(容器的型式承認の申請)

第四十八条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の容器的型式承認を受けようとする者は、様式第二十二の容器的型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する容器及び書類)

第四十九条 法第四十九条の二十一第三項(法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第五十五条において同じ。)の経済産業省令で定める容器の数量は、第五条に掲げる容器的規格に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器的型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号の書類を添付することとを要しない。

- 一 構造図
- 二 材料証明書
- 三 設計書

(容器型式承認証)

第五十条 経済産業大臣は、法第四十九条の二十二(法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。第五十六条において同じ。)の規定により容器的型式を承認したときは、容

器型式承認証(協定規則に定める様式に準ずる証書をいう。)を交付するものとする。

(試験の申請)

第五十一条 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十三の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(容器型式試験合格証)

第五十二条 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十四の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

(登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十三条 法第四十九条の二十五第一項(法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により、刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて刻印をしなければならない。

2 法第四十九条の二十五第二項(法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により、標章の掲示をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行わなければならない。

(附属品の型式承認の申請)

第五十四条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する附属品及び書類)

第五十五条 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 構造図
- 二 材料証明書

(附属品型式承認証)

第五十六条 経済産業大臣は、法第四十九条の二十二により附属品の型式を承認したときは、附

属品型式承認証（協定規則に定める様式に準ずる証書をいう。）を交付するものとする。

（試験の申請）

第五十七条 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第二十六の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品型式試験合格証）

第五十八条 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第二十七の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。（登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者が行う刻印）

第五十九条 法第四十九条の二十五第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って刻印をしなければならない。

第十章 帳簿

第六十条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき事項	区分
容器製造業者	刻印又は標章がされたとき。 型式承認番号（自主検査刻印等のある容器に限る）、容器の製造番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、場所及び成績並びに材料の製造者
容器検査者	容器の製造番号、譲渡先及び譲渡年月日
容器検査者及び容器検査所の登録を受けた者	容器の型式承認番号及び製造番号並びに登録を容器再検査の年月日及び成績
附属品の型式承認番号並びに附属品再検査の年月日及び成績	

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一 容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 容器に装置されている附属品については、前項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 第十五条第三項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十五条第三項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 第十八条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十八条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

4 前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、保存しなければならない。

附則 抄

第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

附則（平成二九年六月三〇日経済産業省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月一五日経済産業省令第八三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月一六日経済産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第一条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号二、第三条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第三項の改正規定、第五条中コンビナート等保安規則第二条第一項第五号二の改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第十四条及び第二十三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月一四日経済産業省令第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第七条 平成三十年十一月三十日
（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年二月二七日経済産業省令第七二二号）
この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年一月二二日経済産業省令第四一四号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月四日経済産業省令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月一〇日経済産業省令第三七三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二二二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年二月二二日経済産業省令第六一四号）

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分

製造する容器等の区分	容器等
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用	百一類
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用	百二類
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用	百三類
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用	百四類
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用	百五類
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用	百六類

様式第1 (酒14第2項)		(町民組合等)・市民生活委員会・市民生活委員会・一部地区)	
特別寛政許可申請書	酒類	※製造番号 ※受渡年月日	年月日
		※製造番号	
所有者氏名			
住所			
容積の種類及び数量			
容積の製造番号又は型式承認番号			
充満をする場所			

代 表 人 阮 金 鼎

[illegible]

— 104 —

[illegible]

備考 1 この月給の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第5 (第26条関係)

様式第7
(第31条第1項関係)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 1 この月紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 第3項から第6項の事項は、実紙に記載することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第14（第42条関係）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A 4とすること。
2 第1項から第4項までに掲げる事項は、請求の内容に依り記載すること。第2項及び第3項に掲げる事項については、不報の場合はこの限りではない。

備考 1 この月経の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
2 第3項から第6項の事項は、別紙に記載することができる。
3 仕様を証明できる書類を添付すること。

備考 1 この月紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 仕様を証明できる書面を添付すること。

備考 1 この月給の大きさは、日本建築協会の4とすること。
2 第3項から第6項の本項は、別紙に記載することができる。
3 仕訳を証明できる書面を添付すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22（第48条関係）

備考 1 この月給の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 × 10 の項目は記載しないこと。
3 使用品の型式承認番号の欄は、市販の機器が国際標準承認品である自
動車燃料装置用部品及び国際標準承認品である自動車燃料装置用部
品の場合に限り記載すること。

備考 1 この耳紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 用紙の型式承認番号の欄は、容積の欄が国際標準型圧延圧縮水素自動車燃料装置用油等及び国際標準型圧延圧縮水素自動車燃料装置用容積の場合に限り記載すること。

備考 1 この月紙の大きさは、日本建築規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

備考 1 この月紙の大きさは、日本国産規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。